

補助対象工事

		リフォームの内容	備 考
対 象 外		火災、風水害、震災、その他の自然災害によるリフォーム工事	
		車庫、物置、倉庫等の工事	
		店舗、工場、事務所等のリフォーム	
		門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
		植樹、剪定等の植栽工事	
		下水道、合併処理浄化槽工事	
		雨水浸透ます、雨水タンクの設置工事	
		太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
		防犯ライト・カメラの設置工事	
		電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事	
		テラス、デッキの設置・修繕工事	
		エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	
		消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	
		シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
		ハウスクリーニング、排水管清掃等	
		設計費、地質調査費等	
		公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
対 象		既存住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要。
		浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	トイレの水洗化に伴う下水道、合併処理浄化槽工事は対象外。
		ベランダの修繕工事	新設は対象外。
	※	給排水衛生設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。 ※上記に伴う宅外配管・配線工事は対象。
	※	給湯設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
	※	換気設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
	※	電気設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
	※	ガス設備工事	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
		オール電化住宅工事	
		屋根のふき替え、塗装、防水工事	
		外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
		部屋の間仕切りの変更工事	
		床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。
	※	※ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え (表替え、裏返しを含む)	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
		雨どい等の取り替えや修理	
		建具・開口部の取り替えや新設工事	・手動・電動シャッターの取り替えや新設工事。 ・建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの取り替えや新設。 ※工事を伴わない窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの購入、設置・取り替えは対象外。
一 部 対 象		バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	(国、県又は市からの補助を利用している場合は×。)
	※	造り付け収納・家具工事(造作大工工事が伴うもの)	増築・改築・減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
		併用住宅の対象工事	個人住宅と個人住宅以外の工事費が別に計上の場合は、個人住宅部分のみ全額対象。全体工事額のみの場合は、面積により按分。
		施工業者みずからのリフォーム工事	施工手間は対象外。材料費、処分費等は対象とする。
	※	住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。 増築・改築・減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象。

【注意事項】

・住宅リフォームを伴わない設備機器、備品等購入・設置や本市の他の助成制度を過去に利用している部分は対象外です。
※は単独工事では対象となりません。